

雇用保険の手続きはきちんとなされていますか？
～被保険者記録に誤りがないことを確認するために～

事業主の皆様へ

雇い入れている労働者の方々の「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）」（*）と「雇用保険被保険者証」は、**本人（労働者）にお渡ししていますか？**

（*）平成 15 年 5 月以降の雇入れに限る。

- 雇用保険制度では、雇い入れた労働者が被保険者となる場合、事業主は必ず「雇用保険被保険者資格取得届」を被保険者となった日の属する月の翌月 10 日までにハローワークに提出しなければなりません。
- その方が被保険者となったことについて確認がなされた場合、ハローワークからその方の「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用・事業主通知用）」と「雇用保険被保険者証」が交付されます。
- このうち、「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）」と「雇用保険被保険者証」は、ハローワークから一般的には事業主を通じて労働者の方に対して交付されるものですが、これらの交付は雇用保険の加入手続きがなされたことを本人（労働者）が確実に把握できるようにするためのものです。
- **事業主の皆様におかれては、「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）」と「雇用保険被保険者証」を本人（労働者）に確実にお渡しいただくようお願いいたします。**
- なお、「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）」は、事業主が雇い入れた労働者の雇用保険の加入の有無を確認するための書類ですので、大切に保管してください。（* 事業主には、被保険者に関する雇用保険関連書類について、その方の資格喪失から 4 年間保管する義務があります。）

< Q & A >

Q 1 「雇用保険被保険者証」は、今後の雇用保険の手続きで必要になるため、事業主が保管すべきではないのでしょうか？

A 1 「雇用保険被保険者証」は労働者に対してハローワークから交付するものであり、事業主が保管すべきものではありません。

なお、従来は雇い入れた労働者が資格取得時の氏名を変更する場合など事業主がハローワークへの手続きを行う都度、「雇用保険被保険者証」を添付することとされていましたが、現在は添付の必要はありません。

Q 2 雇い入れている労働者について、雇用保険の被保険者として加入手続きが行われているかなどを事業主が確認するためには、どうすればよいのでしょうか？

A 2 ハローワークでは、事業所ごとの被保険者の数等の確認を行うことができるよう、「事業所別被保険者台帳（写）」を事業主の請求に基づき交付しています。

（注） 詳しくは、都道府県労働局職業安定部又はお近くの公共職業安定所（ハローワーク）にお問合せください。

外国人（特別永住者を除く。）を雇用した場合、その氏名、在留資格等をハローワークに届け出ることが必要です。（平成19年10月1日から）

※ なお、この届出は雇用保険被保険者資格取得届に必要事項を記載して行うことができます。